

議案第 3 号

佐倉市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について

佐倉市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 6 月 2 日提出

佐倉市長 西 田 三十五

佐倉市条例第 号

佐倉市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

佐倉市税賦課徴収条例（昭和 34 年佐倉市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条中「は、」の次に「公示事項（同条第 2 項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「施行規則」という。）第 1 条の 8 第 1 項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第 18 条の 3 中「地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第 34 条の 2 中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第 36 条の 2 第 1 項ただし書中「若しくは法第 314 条の 2 第 4 項」を「、法第 314 条の 2 第 4 項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第 1 項第 12 号に規定する特定親族をいう。第 36 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号及び第 36 条の 3 の 3 第 1 項において同じ。）（前年の合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第 36 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第 36 条の 3 の 3 第 1 項「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職

手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第 3 号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

附則第 16 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)

第 16 条の 2 の 2 令和 8 年 4 月 1 日以後に第 9 4 条の 2 第 1 項の売渡し又は同条第 2 項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第 9 4 条第 1 号オに掲げる加熱式たばこをいい、第 9 5 条の 2 の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第 9 6 条第 1 項の製造たばこの本数は、同条第 3 項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第 9 4 条第 1 号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ（たばこ事業法第 2 条第 2 号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第 8 条の 4 の 2 に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第 8 条の 4 の 3 に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第 3 項までにおいて同じ。）の 0.35 グラムをもって紙巻たばこの 1 本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの 1 本当たりの重量が 0.35 グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの 1 本をもって紙巻たばこの 1 本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の 0.

2 グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるものの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第95条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

（1）第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

（2）第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第95条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第34条の2、第36条の2第1項ただし書、第36条の3の2第1項

第3号及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに附則第3条の規定

令和8年1月1日

(2) 附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第4条の規定

令和8年4月1日

(3) 第18条及び第18条の3の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の

一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる

規定の施行の日

（公示送達に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の佐倉市税賦課徴収条例（以下「新条例」とい

う。）第18条の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後にする公

示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例に

よる。

（市民税に関する経過措置）

第3条 新条例第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の規定は、令和

8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個

人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の

2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額

（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3

の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合

計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）と

あるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第36条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定

の施行の日（以下「１号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第３６条の２第１項ただし書に規定する給与について提出する新条例第３６条の３の２第１項及び第３項の規定による申告書について適用し、１号施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の佐倉市税賦課徴収条例（以下「旧条例」という。）第３６条の２第１項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第３６条の３の２第１項及び第３項の規定による申告書については、なお従前の例による。

- ４ 新条例第３６条の３の３第１項の規定は、１号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和４０年法律第３３号）第２０３条の６第１項に規定する公的年金等（同法第２０３条の７の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第３６条の３の３第１項の規定による申告書について適用し、１号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第３６条の３の３第１項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第４条 次項に定めるものを除き、附則第１条第２号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第１６条の２の２第１項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

- ２ 令和８年４月１日から同年９月３０日までの間に、佐倉市税賦課徴収条例第９４条の２第１項の売渡し又は同条第２項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第９６条第１項の製造たばこの本数は、同条第３項及び新条例附則第１６条の２の２の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

- (1) 佐倉市税賦課徴収条例第96条第3項の規定により換算した紙巻たばこ
(新条例附則第16条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号
において同じ。)の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数
- (2) 新条例附則第16条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に
0.5を乗じて計算した製造たばこの本数
- 3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、そ
の端数を切り捨てるものとする。